

# ヤルトロフスク市保存フォンド保管センターから返還された ロシア国立海軍文書館所蔵文書の概要

S・B・チエルニャフスキー

ロシア国立海軍文書館(ГЛАВМФ)は、一七二四年一月にピョートル一世の訓令により創設された。ここには、十七世紀の終わりから一九四〇年に至るまでの時期の文書で、我が国の海軍の歴史に直接関係するものが保存されている。

当文書館の主たる活動方針のひとつが、文書の保存度の確保である。当館には一二〇万点以上の文書ジェーロが保存されているが、その大部分は最も貴重な原本であり、そのうちの二五%以上が他に類を見ない特に価値のある文書で、ロシアの歴史と文化の記念碑である。

一九六〇年代にシベリアのチュメニ州にある町ヤルトロフスクに文書保存フォンド保管センター(ЦХСФ)が開設された。このセンターは、連邦文書局が管轄する特別保管庫で、重要文書の防災用写しの保管を目的としたものである。

文書保存フォンドは、文書の保存用写しの総体で、その創設目的は、文書原本が失われるような場合に備えての情報の保持にある。現行の規則に従い、このフォンドは非公開で、文書原本とは別にそれ専用の保管庫に収められている。

ヤルトロフスクはシベリアの古い町で、その名が初めて登場したのは一六五九年、町の歴史はシベリア進出と密接に結びついている。農業に適した広大な土地が最初のロシア人移住者たちをここに引き寄せた。彼らはタタール人の集落ヤル・トゥルに拠点(要塞)を置き、後にヤルト

ロフスカヤ村を形成した。ここでは様々な手工業(機織り、皮革加工、手芸など)と農業が豊かに発達した。一七八二年にエカテリーナ二世の訓令で村は町としての地位を付与された。

十九世紀にはヤルトロフスクは、広いまっすぐな通りのある整備された町となり、豊かで成功した都会人が居住していた。建物のほとんどが木造であったが、これは当時のシベリアの大部分の町の特徴であった。

ヤルトロフスクの過去にはロシア史の最も重要な発展段階が刻まれており、まさにそのことにより、ヤルトロフスクはロシアの歴史都市の一つに登録されている。ここには、この地方および連邦規模の歴史と文化を物語るものが百以上ある。

現在のヤルトロフスクは州(チュメニ州)の行



ロシア国立海軍文書館本館



ヤルトロフスク市保存フォンド保管センター

政管轄下にある。町は、北緯五十六度の北、チュメニから東に七十五km、トボル河の左岸に位置する。地理的に見ると、連邦規模の自動車道とシベリア鉄道との連絡が良いという特徴を持っている。すなわち、自動車道と鉄道により、州都のみならずシベリア、ウラル地方、ロシアの他の都市、更にはチュメニ州の北部の石油・天然ガス地域と結ばれている。町の面積は五千ヘクタール強、人口は約四万人である。

一九六九年に、ロシア国立海軍文書館（当時は、ソビエト連邦国立海軍文書館）を含めて五つの連邦文書館からヤルトロフスク・センターに、特別な価値を有する文書原本の一部が一時的に移管された。同処置は、核兵器を用いた戦争の勃発の可能性を想定した非常事態に備えて、祖国

の歴史を物語る類を見ない証拠品を救うためであった。この容易ならざる重要な決定に携わった人たちの見解では、地理的に他とは隔絶し、重要な戦略拠点から遠く離れ、国の中央部に位置するヤルトロフスク保管センターであれば、重要文書の原本はたとえ核戦争が勃発したとしてもまず確実に保存されうるであろう、というものであった。

歴史的観点から見て特別な価値を有する文書の

取捨選択は、文書館員にとり簡単なことではなかった。特別な価値を持つかどうかの決定は、手間がかかり、また主観的な作業であると言うだけで十分であろう。なぜならば、歴史文書館に保存されている文書原本は、当然のこととして、実際にすべて重要であり、学術研究にとり多大な興味を有するものだからである。

言うまでもないことであるが、文書館に保存されている特別文書のすべてがヤルトロフスク送付の準備対象となったわけではなく、そもそもにおいて、そのような問題設定はなされなかった。特別文書の大部分は平常の保存場所に残された。その方がそれら文書を扱うのにより簡単であったからである。

ヤルトロフスクへの発送対象に選ばれたのは、全部で六十フォンドの中からの一八四四八のジェーロであった。それらの選別と発送は三段階に分けて行われ、作業期間も数年に及んだ。文書の第一陣が鉄道でシベリアに送られたのは一九六九年であった。

以後今日に至るまでロシア国立海軍文書館は大きな変貌を遂げた。一九七七年に起工された新館がようやく完成したのは、二〇〇七年であった。大量の文書は元々、ミリオンヤ通りの本館ではなく、宮殿広場にある保管庫に長年にわたって保存されていたが、この保管庫はレニングラード軍管区本部から賃借していたものであった。これは文書館所蔵の全ジェーロの実質的に三分の一に当たる。新館建設には、この事情が関係している。現代的な設備を備え、文書フォンドの然るべき保存と利用が保障される新館の稼働により、広場の賃借保管庫に保存されていた文書を新たに収めることが可能となった

二〇〇七年末にはセレブリストウイ並木通りの新館に七十六万点以上の文書ジェーロが運び込まれた。これはロシア国立海軍文書館が所蔵する文書総体のおよそ三分の一に当たる。世界規模の核戦争の危険性は完



ロシア国立海軍文書館新館

全に排除されたとは言えないまでも明白に最小限となったため、新館稼働の少し前に、ヤルトロフスク文書は、セレプリストウイ並木通りに完成した新館宛も含め、元の恒常的な保管場所に返還されることが決定された。

返還という容易とは言えない問題の解決に、五つの文書館のうちロシア国立海軍文書館が最初に取り組むこととなった。二〇〇八年十二月、ヤルトロフスクからサンクト・ペテルブルグに、鉄道で、一九六〇年代末からシベリアに保管されていたロシア国立海軍文書館六十フォンドから、一八四四八点の文書ジェーロが搬送された。これら文書を念入りに点検した結果、すべて十分に満足のいく状態にあることが判明した。現在これら文書の調査とフォンド保存庫への配置が進められており、近々利用者はそれらを手に行うことができるであろう。

ヤルトロフスクから移管された文書には、十八世紀初めと十九世紀末のものも一部含まれているが、大部分は一七三〇年から一八五〇年までのものである。ロシア海軍および我が国の歴史にとり、この時期は極めて

重要な時代であるが、今後長い年月をかけて専門家によって研究されることになる。

一七二二年、ピョートル一世の訓令により海軍庁 [Адмиралтейство-коллегия] が作られた。これと同じ時期に、それまでのモスクワの諸官庁に代えて、他の部も作られた。

海軍庁はロシア海軍に関係するすべての活動分野を統括し、艦船の建造、艦隊に対する補給、装備、財務、造船所や港の建設、艦船および海軍施設の人員補充などを管掌した。海軍軍人教育、海上遠征の組織化、および水先案内業務も海軍庁の管轄下にあった。その他に、森林の監督も行った。漕艇および帆船艦隊の建造と装備には良質の木材が大量に必要とされたからである。

初期の海軍庁を構成していたのは、軍令局、艦船建造局、国庫局、糧秣局、森林局、会計局、軍服局、監理局などで、それぞれが組織全体の活動の一定の分野を管轄していた。

その後、時代の変遷と共に、海軍庁を構成する局および官房の種類と数も変更された。ピョートル一世の後の時代には、上記の局に代えて、砲兵局、国庫局、徴兵局、主計局、会計局が置かれた。局の数と構成も海軍の状況とその時々課題に応じて変更された。

海軍庁の業務を統括したのは、ロシア史上著名な人たちで、ピョートル一世の腹心であったF・M・アブラクシン元帥（一七一八一―一七二八）およびP・I・シーヴェルス海軍大将（一七二八―一七三〇）、M・M・ゴリツィン元帥（一七五〇―一七六二）、そして、パーヴェル・ペトロヴィチ大公、後の皇帝パーヴェル一世（一七六二―一七九六）などである。

文書保存施設（ロシア国立海軍文書館）そのものの創設も海軍庁の活動に直接関係している。それは海軍庁の文書保存施設として設けられたものだからである。

その後、海軍管理の再編過程の中で、最終的に海軍庁は廃止され、それに代えて一八二八年に海軍会議【Артиллерийско-военный】と海軍省【Морское министерство】が創設された。これらの制度の様々な下部組織の長年の活動の結果生まれた数多くの文書の本体部分が、二〇〇八年十二月にヤルトロフスクからサンクトペテルブルグに搬送されたのである。

ヤルトロフスクから運ばれてきたものには、海軍庁と海軍省の文書の他に、黒海の諸港、カスピ海艦隊および海軍庁カザン部局といった様々な支所や部局、さらに官房の文書も含まれている。

これらの全文書の中から、歴史学の観点から見ても興味深かつ重要な何らかのグループを選別することはまず不可能であり、これに関しでの判断はいずれも主観的のものとなることであろう。それは、人間にとり、呼吸、食、飲、のいずれがより重要かという裁定を試みるようなもので、これについては歴史学者も同意すると思う。

例えば、フォンド「海軍庁国庫局一七六四―一八二七」には以下の諸文書が収められている。国庫局に関する訓令、国庫局や各港の国庫支局の報告、一八〇五―一八二七年度の国庫局の記録書類と往復書簡、オホーツク、イルクーツク、カムチャツカで海軍関係費用として支出された金額、ヤクーツク州長官に宛てた北氷洋遠征の装備費用支出に関する海軍庁の訓令。また以下の文書も含まれている。一八二四―一八二六年度の海軍庁イルクーツク分局国庫課の報告、一八一九―一八二三年に行われた、帆船ヴォストーク号、ミールヌイ号、オトクルイチェ号、ブラガナメレンヌイ号による遠洋航海へ参加する兵卒や士官への報賞金下付に関する文書、M・I・スタニコヴィチとF・N・【F・P・】リトケ指揮による、輸送船モレル号、セニャヴィン号の遠征装備費用下付に関する文書。

フォンド「海軍砲兵団査察官官房」には以下の文書が収められている。海軍砲兵団の組織化、カムチャツカのペテロバヴロフスキー港への士官の任命、露米会社の植民地への士官・下士官の派遣、水雷の実戦使用方法研究への士官の任命。その他、このフォンドには次の報告も含まれている。一八五四年十二月―一八五五年九月のクリミア戦争時、負傷者や捕虜に取られた者に関する報告、海軍勤務や海軍士官と兵卒の英雄的行為に付き、小説執筆のための史料を著名なロシア作家V・ダリーリに提供したこと、外国航海およびアムール河航行に士卒を派遣すること、さらにその他の重要かつ極めて興味深い文書。

フォンド「海軍庁付属徴兵局」(一七三三―一八〇五)には次の文書が収められている。徴兵委員会の議事録、シベリアのデミドフ緒工場での海軍用大砲と錨の製造に関する書類と往復書簡、一七三三年のカムチャツカ遠征参加者家族への年金の認定、聖ゲオルギー勳章に関し女帝エカテリーナ二世の制定した法令、その他。

一七六四年に創設された「海軍省文書」には、研究上少なからぬ興味を有する文書が収められている。この中に入っているのは次の文書である。ロシアの第一回世界周航の指揮官I・F・クルーゼンシュテルンの著作印刷に関する往復書簡、海軍大佐リトケの帆船セニャヴィン号での最新世界周航作成地図の印刷に関する往復書簡、書籍『フリゲート艦バルラダ号』の印刷と販売についての作家イワン・アレクサンドロヴィチ・ゴンチャロフとの契約締結に関する文書。この書物の中で作者は日本およびその住民などに関する多くの興味深い情報を伝えている。

フォンド「サンクト・ペテルブルグ海兵団管轄本部」(一八六〇―一八七六)には以下の文書が保存されている。海軍軍人に対する勳章、褒章、報賞金に関する文書、バルチック艦隊艦船の進水式に関する文書、東海洋【太平洋】の諸港への下士官および職人の配属に関する文書、ニコラ



ヤルトロフスク市保存フォンド保管センター

我々から見て極めて興味深いのはフォンド「艦隊司令官官房事務局の議事録と日誌」であり、そこに保存されている文書は、露領アメリカ、日本、

カムチャッカ、クリール諸島への遠洋航海にも参加した数十隻のロシア海軍艦船のたどった運命を知る手掛かりとなる。それら文書の中に、帆船カムチャッカ号、フリゲート艦ユノナ号が一八〇六年の一年間にわたるのユノナ号指揮官フヴォストフ大尉と単檣帆船アヴォシ号を指揮するダヴィドフ少尉との往復書簡が収められている。また、「カムチャッカ港から逃亡した」四名の日本人の運命についての記載のあるものを含めて、陸軍少尉コシエリョフとフヴォストフとの往復書簡、一八〇七年春のフリゲート艦ユノナ号の航海準備に関する書簡と報告、その他の興味深い文書が含まれている。



ヤルトロフスク市保存フォンド保管センター内部

ヤルトロフスクの保存庫から今回受け取った文書ジェーラの中には、日露関係に直接関係する文書は実際には見出せなかったが、にも関わらず、我々の目からすれば、上で挙げたものはすべて学問研究にとり多大な興味を有するものである。ここで指摘しておかなければならないことは、これら文書の圧倒的大部分はまだまだかつて研究者が手にしたことがなく、その必然的結果として、一度も研

エフスク・ナ・アムールへの職人と楽師の派遣に関する文書、アムール河方面勤務に派遣される書記に関する文書、露米会社の植民地艦隊への海軍武官の任命に関する文書、各種犯罪人に関する命令、など。  
フォンド「大連港およびタリエンヴァン【大連湾】港内監視船」(一九〇一―一九〇三)には、巡洋艦フザドニク号、ガイダマク号、ラズボニク号、砲艦シヴチ号、ポブル号、オトヴァジヌイ号、ギリヤーク号、マンジュール号、コレエツ号などが行っていた監視活動に関するジェーロが収められている。  
フォンド「中央地図院所管の地図(大型と小型)、見取り図」には、I・F・クルーゼンシュテルンの地図(一八二四)、O・E・コツベの地図(一八二四)、アムール河の地図(一八六四)、スガリー河の地図(一九〇五)、星座帳(星座の説明とその見付け方の指針が付されたもの、その他三十の表から成る)などの稀覯品、および過去の時代を物語る逸品が収められている。

カムチャッカ、クリール諸島への遠洋航海にも参加した数十隻のロシア海軍艦船のたどった運命を知る手掛かりとなる。それら文書の中に、帆船カムチャッカ号、フリゲート艦ユノナ号が一八〇六年の一年間にわたるのユノナ号指揮官フヴォストフ大尉と単檣帆船アヴォシ号を指揮するダヴィドフ少尉との往復書簡が収められている。また、「カムチャッカ港から逃亡した」四名の日本人の運命についての記載のあるものを含めて、陸軍少尉コシエリョフとフヴォストフとの往復書簡、一八〇七年春のフリゲート艦ユノナ号の航海準備に関する書簡と報告、その他の興味深い文書が含まれている。

究、分析、公刊の対象になつていないことである。このように、ヤルトロフスクからロシア国立海軍文書館が今回受領した文書総体は、ロシアの学者のみならず海外の同僚たちの研究活動にとっての広大な対象である。

以下に、二〇〇八年十二月にヤルトロフスクからロシア国立海軍文書館に返還された文書フォンドの目録を付す。

二〇〇八年十二月ヤルトロフスクから返還された文書フォンドの目録

- 1 ϕ. 72 「アウザ港(ポロス島)に設置された海軍法廷委員会」(一七六七―一七七六)
- 2 ϕ. 73 「黒海艦隊航海士団査察官」
- 3 ϕ. 89 「黒海艦隊海軍徴治中隊、ニコラエフ市」
- 4 ϕ. 97 「ニコラエフ海兵団長」
- 5 ϕ. 98 「ニコラエフ港湾中隊司令官官房」
- 6 ϕ. 101 「黒海艦隊幼年学校」(一八〇九―一八五六)
- 7 ϕ. 104 「ニコラエフ海兵旅団指揮官官房」(一八三二―一八四六)
- 8 ϕ. 127 「イズマイルの医療薬局と港湾薬局」(一八三二―一八五五)
- 9 ϕ. 133 「海軍庁付属監理総局」
- 10 ϕ. 134 「海軍庁国庫局」(一七六四―一八二七)
- 11 ϕ. 135 「海軍庁主計局」(一七五六一―一八〇五)
- 12 ϕ. 136 「海軍庁付属海兵局」(一七三三―一七五二)
- 13 ϕ. 142 「漕艇艦隊および港湾指揮官官房」(一七八六一―一八〇八)
- 14 ϕ. 149 「海軍中将D・N・セニャヴィン艦隊への報賞分与委員会」(一八一七―一八三四)
- 15 ϕ. 151 「海軍庁付属臨時会計委員会」(一八〇二―一八二九)
- 16 ϕ. 152 「海軍省付属海軍主計局査察委員会」(一八三六一―一九四二)
- 17 ϕ. 153 「海軍省付属臨時監理局」(一八六〇―一八六二)
- 18 ϕ. 154 「海軍庁部局の財政報告査察局」(一八六〇―一八七五)
- 19 ϕ. 180 「海軍庁付属徴兵局」(一七三三―一八〇五)
- 20 ϕ. 181 「海軍庁付属俸給事務局」(一七二〇―一七三三)
- 21 ϕ. 184 「森林局」(一七一八―一七二七)
- 22 ϕ. 185 「海軍庁国庫局」
- 23 ϕ. 186 「海軍庁付属徴兵総局」(一七三三―一七六一)
- 24 ϕ. 187 「海軍庁付属軍服局」(一七一九―一七五五)
- 25 ϕ. 219 「海軍庁付属下請局」(一七三三―一七六四)
- 26 ϕ. 220 「海軍庁付属糧秣局」(一七三三―一七六四)
- 27 ϕ. 225 「艦長官房秘書議事録と日誌」(一七三三―一八三六)
- 28 ϕ. 237 「海軍庁カザン部局」(一七〇六一―一八三二)
- 29 ϕ. 288 「海軍砲兵団査察官官房」
- 30 ϕ. 377 「海軍建設部南管区経済委員会、ニコラエフ市」
- 31 ϕ. 384 「海軍省印刷所」
- 32 ϕ. 392 「海軍建設部南管区ニコラエフ市技師隊」(一八三八―一八五九)
- 33 ϕ. 395 「海軍建設部技師団査察局官房」(一八三六一―一八六〇)
- 34 ϕ. 398 「バルチック艦隊運送隊指揮官本部」(一八二七―一八六二)
- 35 ϕ. 472 「海軍建設部南管区イズマイル技師隊、イズマイル市」(一八四四―一八五四)
- 36 ϕ. 606 「海軍教育兵站管理局」
- 37 ϕ. 756 「バルチック艦隊運送・労働兵站および懲治中隊査察官本部」
- 38 ϕ. 758 「モスクワ海軍委託局」
- 39 ϕ. 818 「懲治中隊労働兵站管理海軍主計監本部」
- 40 ϕ. 844 「海軍建設部北管区アストラハン技師隊」
- 41 ϕ. 860 「艦船技師団査察官本部」
- 42 ϕ. 938 「クロンシュタト港内監視船」(一八三二―一九一七)
- 43 ϕ. 959 「予備兵站中隊・師団総長」(一八五四―一八五七)
- 44 ϕ. 961 「海軍兵站サンクトペテルブルク監理本部」(一八六〇―一八六七)
- 45 ϕ. 963 「クロンシュタト孤兒院」(一八三一―一八四六)
- 46 ϕ. 996 「大ネヴァ河水路監視船」(一八五八―一八七九)
- 47 ϕ. 1000 「バルチック艦隊航海士団査察官」

- 48 φ. 1031 「海軍黒海局収支決算臨時委員会」  
49 φ. 1040 「セヴァストープリ海軍砲兵長官房」(一八〇六、一八二七、一八三二―一八五八)  
50 φ. 1079 「コンスタンチノフ海軍観測所【Станция】、ケルチ市」  
51 φ. 1088 「下士官の子女のためのニコラエフ学校」(一八二七―一八八三)  
52 φ. 1095 「下士官の子女のための学校、セヴァストープリ」  
53 φ. 1108 「黒海艦隊セヴァストープリ海軍懲治中隊」  
54 φ. 1115 「黒海艦隊セヴァストープリ港湾中隊管理官」  
55 φ. 1125 「セヴァストープリ予備中隊管理官」(一八五五)  
56 φ. 1127 「カスピ海艦隊長」(一七八一―一九二二)  
57 φ. 1145 「サンクト・ペテルブルグ港付属軍事情法廷委員会」  
58 φ. 1224 「ウラジオストク女学校」(一八六六―一八九〇)  
59 φ. 1313 「大連港および大連湾港内監視船」(一九〇一―一九〇三)  
60 φ. 1331 「中央地院院所管の地図(大型と小型)、見取り図」

(翻訳 有泉和子)

本研究集会は、科学研究費補助金基盤研究A「東アジアの国際環境と中国・ロシア所在日本関係史料の総合的研究」(課題番号19202020、研究代表者/保谷徹)の一環として、その経費の一部も使用して行なった。